

平成 24 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 25 年 6 月 28 日

ソニー生命保険株式会社

平成 24 年度(平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 24 年度(平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)

		保険金					給付金						合計
		死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	2
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	8	0	1	21	30	4	418	238	0	14	674	704
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	5	5
	免責事由該当	55	1	0	0	56	25	44	16	0	1	86	142
	支払事由非該当	1	0	100	6	107	0	143	9,321	29	16	9,509	9,616
	その他	0	0	0	0	0	0	10	10	0	33	53	53
お支払い非該当件数合計		64	1	101	27	193	30	620	9,586	29	64	10,329	10,522
お支払い件数合計		4,470	50	235	1,548	6,303	2,242	119,131	75,270	34	11,124	207,801	214,104

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

四半期ごとの時系列推移表

	平成 23 年度				平成 24 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	49,657 件	52,502 件	52,204 件	52,759 件	52,563 件	53,954 件	54,068 件	53,519 件
お支払い非該当件数合計	2,427 件	2,451 件	2,474 件	2,546 件	2,576 件	2,619 件	2,708 件	2,619 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 24 年度)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金	被保険者は、糖尿病により入院されたとして、疾病入院初期給付金および疾病入院給付金をご請求されました。 ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の治療が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に当該疾病にて通院および投薬治療を受けられていたことが判明いたしました。 判明した通院等は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金および疾病入院給付金はお支払いいたしませんでした。
告知義務違反解除	疾病入院給付金	被保険者は、S状結腸憩室炎により入院されたとして、疾病入院給付金をご請求されました。 ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の治療が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に当該疾病にて通院および投薬治療を受けられていたことが判明いたしました。 判明した通院等は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院給付金はお支払いいたしませんでした。
告知義務違反解除	特定疾病保険金	被保険者は、前立腺癌の診断を受けられたとして、特定疾病保険金をご請求されました。 ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の受診が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に前立腺肥大症のため通院され、前立腺検査にて高い数値を指摘されていたことが判明いたしました。 判明した通院等は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、特定疾病保険金はお支払いいたしませんでした。
告知義務違反解除	高度障害保険金	被保険者は、脳腫瘍により高度障害状態になられたとして、高度障害保険金をご請求されました。 ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の治療が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に当該疾病にて通院および投薬治療を受けられていたことが判明いたしました。 判明した通院等は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。
支払事由に非該当	高度障害保険金	被保険者は、脳出血に罹患され、その後遺症により会話ができなくなったとして、高度障害保険金のご請求をされました。 ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された言語機能の状態は、簡単な単語の発語により意思の疎通がかるうじて可能な状態と診断されており、高度障害保険金のお支払事由である「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの()」には該当しないため、また、回復の可能性および症状

		<p>固定時期は「不明」との記載であり、回復の見込みがないとは言えない状態であったため、ご請求いただいた高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合をいいます。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、子宮頸管ポリープにより子宮頸管ポリープ切除術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「その他の子宮手術」における除外規定「子宮頸管ポリープ切除術を除く」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、バスケットボール練習中に受傷され、左尺骨近位骨折のため手術を受けられたとして、手術給付金のご請求をされました。</p> <p>ところが、受けられた手術は骨折非観血的手術(メス等を使わずに皮膚の外から骨折した骨を元にもどす手術)であり、手術給付金の対象となる四肢骨・四肢関節観血手術に定める観血手術()ではないことから、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>皮膚や筋肉をメス等で切開し、骨折した骨などの病変部等を露出したうえで医師の直視下で行う手術をいいます。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、労作性狭心症のため、経皮的冠動脈ステント留置術を平成24年9月18日に受けられたとして、手術給付金のご請求をされました。</p> <p>しかしながら、被保険者は平成24年8月7日に受けられた同手術について過去にご請求され手術給付金が支払われており、手術給付金の対象となる手術の「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」の制限規定「施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、バイク走行中の転倒事故による右小指基節骨骨折のため、骨折経皮的鋼線刺入固定術を受けられたとして、手術給付金のご請求をされました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「四肢骨・四肢関節観血手術」における除外規定「手指・足指を除く」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、水平埋伏智歯(親知らず)により抜歯手術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術」における除外規定「歯・歯肉の処置に伴うものを除く。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

<p>免責事由に該当</p>	<p>災害入院初期給付金 災害入院給付金</p>	<p>被保険者は、薬物の服用により左殿部横紋筋融解症・左坐骨神経麻痺を起こし入院したとして、災害入院初期給付金および災害入院給付金のご請求をされました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より、原因は過量服薬との記載があったため、事実の確認を行ったところ、自宅にて一度に大量の睡眠剤を服用されたことが判明しました。</p> <p>このため、災害入院初期給付金および災害入院給付金の免責事由である「被保険者の故意または重大な過失」に該当することから、災害入院初期給付金および災害入院給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
<p>無効(その他)</p>	<p>がん入院給付金 がん手術給付金 がん診断給付金 退院後療養給付金</p>	<p>被保険者は、胃癌により入院および手術を受けられたとして、がん保険のがん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金および退院後療養給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、事実の確認を行ったところ、がん給付の責任開始期の前日までに胃癌と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効()とし、がん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金および退院後療養給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>被保険者が告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。</p>

以上